

## 第4 審査結果について

経営事項審査の結果に係る数値については、建設業法第27条の27及び第27条の29の規定により、国土交通大臣又は大分県知事から「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が交付される。(知事許可業者の交付日は実態調査実施月の翌月末頃)

なお、知事許可業者の結果通知書(写し)については、当該通知書の有効期間中、大分県土木建築部土木建築企画課内において閲覧に供する。

## 第5 経営事項審査申請書類記載・提出要領

※原本の提出が必要なものは、正本に原本を添付し、副本2部に写しを添付すること

### 1 申請書ホルダー

所定の規格・色(R6年度はイエロー)のファイルに編纂すること。  
また、所定の表紙及び見出しを印刷し、貼付すること。

### 2 経営事項審査申請書類(20001帳票から20005帳票)について

P.49以降の記載例を参照すること。

### 3 経営状況分析結果通知書

- (1) 経営状況分析は、P.103以降を参照して、登録経営状況分析機関に申請すること。
- (2) 正本に原本を添付すること。

### 4 技術職員の資格を証する書類の写し

- (1) 技術職員名簿に記載されている職員のうち、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度対象者について評価を受けようとする建設業者は、「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」(P.77参照)を添付すること。
- (2) この場合において、常時10名以上の労働者を使用する企業の場合は、併せて「継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し」を添付すること。

### 5 監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し

監理技術者講習修了の加点は、監理技術者証の有効期限・講習修了の有効期限ともに審査基準日時点で期限内であることが必要。

また、加点対象は法15条第2号イに該当する者(※1級国家資格者相当)のみであることに注意すること。

## 6 労働保険料等納入証明書（原本）

- (1) 所在地を所管する労働基準監督署、公共職業安定所又は大分労働局労働保険徴収室に証明願（P.61）を提出し、証明を受けること。（取扱時間：平日9：00～16：00）
- (2) 納入証明願兼証明書（2部セット）に所在地、名称、事業主氏名、決算日及び労働保険番号等を記入し、提出すること。

## 7 社会保険料（健康保険、厚生年金保険）納入確認書又は証明書（原本）

- (1) 所在地を所管する日本年金機構年金事務所に「社会保険料納入証明申請書（P.62）」を提出し、確認又は証明を受けること。
- (2) 社会保険料納入証明申請書に必要事項を記入し、提出すること。なお、社会保険料納入証明申請書の「証明対象期間」は、審査基準日を含んだものとする。

## 8 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（原本）

- (1) 建退共大分県支部（大分市荷揚町4-28 TEL：097-536-4800）に証明願を提出し、証明を受けること。
- (2) 証明願の記入要領等については、P.91～93を参照すること。

## 9 退職一時金制度若しくは企業年金制度加入証明書等

審査基準日に制度を導入していることがわかる次の(1)～(8)のいずれかを添付すること。

- (1) 中小企業退職金共済事業本部発行の加入証明書（原本）又は共済契約書の写し
- (2) 特定退職金共済団体発行の加入証明書（原本）又は共済契約書の写し
- (3) 就業規則（抜粋可）等の写し（表紙に労働基準監督署の受付印のあるものに限る。）

※退職一時金の原資を建退共と規定している場合には不可。

- (4) 厚生年金基金発行の加入証明書（原本）
- (5) 適格退職金年金契約書の写し
- (6) 確定拠出年金運営管理機関発行の加入証明書（原本）
- (7) 確定給付企業年金又は確定拠出企業年金が導入されていることを証する書類
- (8) 資産管理運用機関との間の契約書の写し

## 1 0 法定外労災補償制度加入証明書等

審査基準日に加入していること及び要件が確認できる次の(1)～(5)のいずれかを添付すること。(申請者名や要件が確認出来るもの)

- (1) (公財)建設業福祉共済団発行の建設労災補償共済制度加入証明書(原本)
- (2) (一社)全国建設業労災互助会発行の全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書(原本)
- (3) (一社)全国労働保険事務組合連合会発行の労働災害補償制度加入証明書(原本)
- (4) 中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者発行の加入証明書又は保険証券等の写し
- (5) 保険会社発行の加入証明書又は保険証券等の写し

### ※次の要件のすべてに該当することが必要

- ① 業務災害と通勤災害(出勤及び退勤中の災害)のいずれも対象とする給付であること。
- ② 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とする給付であること。
- ③ 少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害のすべてを対象とする給付であること(ただし業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない)。

なお、工事現場単位で加入するものや記名式保険についてはこの対象とならない。

また、準記名式保険の場合は政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ当該保険料を完納している場合のみ評価対象となる。

## 1 1 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

- (1) CPD単位取得数がある場合は、審査基準日から1年以内に取得したCPD単位数がわかる**認定団体発行**の取得単位証明書等の写しを添付すること。(ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位が上限。)CPD単位内訳一覧表(P.83)を作成すること。

なお、技術職員名簿に記載されていない技術者については、CPD単位を取得した技術職員名簿(様式第4号:P.82)を作成するとともに当該技術者が有する資格を証明する書面の写しを添付すること。

併せて、技能者名簿(第5号様式:P.84)を作成するとともに、当該技能者が記載されている施工体制台帳又は再下請通知書(作業員名簿)の写しを添付すること。

- (2) 技能レベル向上者の該当がある場合は、審査基準日以前3年のうちに建設技能者の能力評価制度により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日以前において受けている評価の区分より1以上向上したことがわかる能力評価(レベル判定)結果通知書の写しを添付すること。

また、技能者名簿(第5号様式:P.84)を作成するとともに、当該技能者が記載されている施工体制台帳又は再下請通知書(作業員名簿)の写しを添付すること。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(項番61、62関係)の提出書類早見表

技術者のCPD単位取得数	あり			なし			備考
	技能者		なし	あり		なし	
	うちレベル向上者 (控除対象者も含む)	あり		なし	あり		
様式第4号	○	○	○	×	×	×	技術職員名簿に記載した技術職員のみでも、様式第4号の下端②及び①+②欄を記載して提出
CPD単位内訳一覧表	○	○	○	×	×	×	CPD単位取得数がある者のみ記載
CPD単位を証明する書類の写し	○	○	○	×	×	×	認定団体が証明しているものに限る。
様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)に記載した技術者の資格を証する書類	△	△	△	×	×	×	(△について) 様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)に記載した技術職員がいない場合は省略可
第5号様式	○	○	×	○	○	×	
能力評価(レベル判定)結果通知書の写し	○	×	×	○	×	×	
施工体制台帳または再下請通知書(作業員名簿)の写し	○	○	×	○	×	×	

## 12 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 (R5. 1. 1～新)

女性活躍推進法に基づく認定(「えるぼし認定」、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(「くるみん認定」、若年者雇用促進法に基づく認定(「ユースエール認定」)いずれも各認定の取得状況の確認書類として、直近の「基準適合一般事業主認定通知書」、**「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類(以下「認定通知書」という。)の写しにより、認定を受けていることを確認するものとする。**

※加点の要件として、認定通知書の通知日が審査基準日以前であること、かつ、認定から審査基準日までの間に取消や辞退が行われていないことが必要である。

なお、各認定の取得方法については以下を参照すること。

### 【女性活躍推進法に基づく認定(「えるぼし認定」)

- ・大分労働局雇用環境・均等室

[https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/jokatu.html](https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/jokatu.html)

### 【次世代育成支援対策推進法に基づく認定(「くるみん認定」)

- ・大分労働局雇用環境・均等室

[https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/\\_119591.html](https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/_119591.html)

### 【若年者雇用促進法に基づく認定(「ユースエール認定」)

- ・大分労働局 職業安定部 職業安定課

[https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/shinsotsu\\_jyakunen/2018.10.01-002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shinsotsu_jyakunen/2018.10.01-002.html)

### 1.3 建設工事に従事する者の就業履歴蓄積に必要な措置の実施 (R5.1.1~新)

建設工事の担い手の育成・確保に向けた技能労働者等の適正な評価をするために、CCUS の活用状況を加対象とするもの。該当している場合には、様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 (P. 85)」を添付すること。

#### 【審査対象工事】

以下の①~③の工事を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③ 災害応急工事 (防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事)

#### 【該当措置】

- ① CCUS 上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※で CCUS 上に就業履歴を登録している  
※就業履歴データ登録標準 API 連携認定システムにより、入退場を記録できる措置を実施している等
- ③ 経営事項審査時に様式第6号に掲げる誓約書 (原本) の提出

### 1.4 防災協定の締結を確認する書類

(1) 国、特殊法人等 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1号に規定する特殊法人等をいう。) 又は地方公共団体との間で災害時の建設業者の防災活動等について定めた協定を締結している場合は、当該防災協定書の写し (協定の期間内に審査基準日が含まれているもの) を添付すること。

(2) 業界団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類 (当該団体の活動計画書や証明書等) を添付すること。

ただし、当該団体が大分県の各土木事務所長と協定を締結している場合は、確認書類の添付は不要。

### 1.5 監査の受審状況を証する書類

(1) 会計監査人設置会社の場合は、登記事項証明書 (履歴事項全部証明書等) の写し、かつ、有価証券報告書又は監査証明書の写しを添付すること。

(2) 会計参与設置会社の場合は、登記事項証明書 (履歴事項全部証明書等) の写し及び会計参与報告書の写しを添付すること。

(3) 経理処理の適正を確認した旨の書類 (P. 66 参照) の提出の場合は、経理の責任者である以下の者 (常勤で勤務している者に限る、監査役は対象外) が自ら記名・押印した経理処理の適正を確認した旨の書類及び所定講習の修了証の写しを添付すること。

- ① 公認会計士又は税理士であって、指定研修を受けた者
- ② 一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの

- ③一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの
- ④公認会計士又は税理士であって、資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者

## 1.6 建設機械保有状況内訳書（P.64参照）

- (1) 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び特定自主検査記録表の写しを添付すること。

なお、所有していることを証明するための書類（売買契約書等）は、前回の経営事項審査において確認を受けている場合は添付を省略できるものとする。

また、ダンプ等を加算申請する場合、自動車検査証上で所有者・使用者ともに申請業者であることがわかる場合（当該ダンプ等の所有者が申請業者であり、使用者欄が\*\*\*と記載されている場合を含む）、自動車検査証の写しを添付すれば売買契約関係の書類は省略できるものとする。

- (2) リース契約の場合は、リース期間が審査結果の有効期間（基準日から1年7月）を含んでいる場合（自動更新を含む）のみ評価対象となる。
- (3) 審査基準日から直前1年以内に特定自主検査を実施している建設機械のみ評価対象となる。

## 1.7 エコアクション21、ISO9001、ISO14001に係る

### 登録証等の写し

#### ・エコアクション21

- (1) (一財)持続性推進機構による「認証・登録証」を添付すること。  
(審査基準日が有効期限内のものに限る。)
- (2) 認証範囲に建設業が含まれていない場合や、一部の支店に限られている場合は加点対象とならない。

#### ・ISO登録

- (1) (公財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関が認定した審査登録機関が発行したISO9001、ISO14001に係る登録証及び登録付属書の写しを添付すること。
- (2) 認証範囲を「建設」とする登録をしているものに限る。
- (3) ただし、有効期限が満了している者、更新審査等で年版の改定を行っていない者は評価対象としない。(現有効年版：ISO9001／2015年版、ISO14001／2015年版)
- (4) 建設業法上の営業所が全て含まれていない場合は評価対象としない。

## 1.8 完成工事内訳書（その1、その2）（P.87～89参照）

- (1) この帳票はすべての申請業種及びその他の工事（申請業種でない業種をいう。実績がない場合は作成不要。）について作成することとし、業種ごとにコード番号の若い順に綴じること（工事実績がない場合には、該当なしと記入すること）。
- (2) 損益計算書に計上された完成工事高について、その内訳を工事一件ごとに記入すること。

公共、民間（公共工事の下請含む）ごとに請負代金の大きい順に記入し、それぞれ請負代金額合計を「公共計」「民間計」として記入すること。

なお、公共工事として取り扱う発注機関は P 3 5、3 6 のとおり。

- (3) 土木一式工事又は建築一式工事を除き、5 0 0 万円未満の工事は、公共・民間それぞれ配置技術者ごとに元請・下請別に合算して記入してもよい。ただし、公共・民間それぞれ5 0 0 万円以上の工事が 5 件に満たないときには、5 0 0 万円未満の工事を含め金額の高い方からそれぞれ最低 5 件は記入すること。なお、5 0 0 万円以上の工事は全て記載すること。
- (4) 「注文者」欄には、発注者が法人又は団体等の場合には、代表者の個人名でなく法人又は団体等の名称を記入すること。なお、下請工事の場合には直接の注文者である建設業者の商号又は名称を記入すること。
- (5) 「元請下請区分」欄には、発注者から直接請け負った建設工事は「元請」、その他の工事は「○次下請」と記入すること。また、共同企業体（J V）として行った工事は「J V」と併せて記入すること。
- (6) 「工事名」欄には、下請工事については、元請からの工事名だけでなく実際の工種についても記入すること。
- (7) 「請負代金」欄の記入方法は次のとおり。
  - ① 課税事業者については当期に完成工事高として計上した請負代金の額を消費税抜きの金額で記入し、免税事業者については消費税込みの金額（消費税相当額を含めた金額）で記入すること。
  - ② 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び鋼構造物工事の 3 業種については、「うち（ ）」のかっこ内にそれぞれ「P C」、「法面処理」又は「鋼橋上部」と記入し、各専門工事に該当する請負代金の額を下段（ ）内に内書きで記入すること。
  - ③ 工期が複数事業年度にまたがり、工事進行基準を採用している工事の場合には、上段 [ ] 内に請負代金の総額を記入すること。この場合、工事の進捗度を適正に見積もっていることが必要であり、単に入金があればよいというものではない。
  - ④ 下請の場合、材料の相殺等により請負代金の額と入金額に差額があり、当該工事に対する相殺資料（相殺内訳書、相殺領収書等）により相殺額が明確に証明できる場合には、入金額と相殺額の合計を請負代金の額として当該業種に計上可能。
- (8) 工事の完成年月は、契約工期にかかわらず実際に完成した年月（工事目的物を引き渡した日）を記入すること。また、工事進行基準を採用し複数事業年度にまたがる工事の場合には、完成予定年月を記入すること。
- (9) 「下請発注状況」欄には、下請発注した工事のうち金額の大きい方から 2 件まで業者名と発注金額（課税事業者については消費税抜きの金額、免税事業者については消費税込みの金額）を記入し、全体欄に件数と外注額（外注費及び労務外注費）の合計を記入すること。
- (10) 「施工体制台帳（写）提出」欄には、公共工事で施工体制台帳及び施工体系図（写）を発注者に提出している場合は「済」と記入すること。
- (11) 「CORINS登録」欄には、請負代金 5 0 0 万円以上の登録対象工事について、工事カルテを作成・登録した場合には「済」と記入すること。
- (12) 「備考」欄には、共同企業体（J V）として行った工事については、J Vの名称、請負代金の総額及び出資比率を記入すること。

- (13) 完成工事内訳書（その2）は各業種の最終ページで使用し、「下請発注金額計」「公共工事計」「民間工事計」「合計」をそれぞれ記入すること。また、「合計」欄に記入する金額は、「工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高（20002 帳票）」（P 5 5 参照）の審査対象事業年度の額と一致させること。
- (14) 事業年度を途中で変更し基準決算の前期の決算等について経営事項審査を受けていない期間が発生した場合は、別途完成工事高内訳書を作成すること。
- (15) 入札参加資格申請において、維持管理業務実績高を計上しようとする場合は、完成工事内訳書の「その他工事」に維持管理業務を個別計上すること。（P 8 9 参照）

## 19 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表（P 9 0 参照）

- (1) この帳票は、とび・土工・コンクリート工事又は塗装工事の経営事項審査を申請する者が記入し提出すること。
- (2) 「基準決算」及び「審査基準日以前24か月又は36か月間の決算（基準決算日を除く）」の完成工事高について、その内訳を分類してそれぞれの平均額（四捨五入）を記入すること。  
なお、この表の合計の欄の金額を「工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高（20002 帳票）」（P 5 5 参照）のそれぞれの業種の額と一致させること。

## 20 消費税納税証明書（原本）

- (1) 所在地を所管する税務署に証明願を提出し、「直近の1事業年度分」について証明を受けること。様式は「国税通則法施行規則第9号書式その1」とする。
- (2) 免税事業者についても必ず提出すること。



## 経営事項審査申請書類等の記載について

### 1 申請書の記載方法

- (1) 2年平均を選択した場合
- ア 左側（完成工事高、元請完成工事高）
    - 各業種ごとに前審査対象年度分を千円未満切り捨てで記入
    - 合計……全業種の合計額を記入
  - イ 右側（完成工事高、元請完成工事高）
    - 各業種ごとに審査対象事業年度分を千円未満切り捨てで記入
    - 合計……全業種の合計額を記入
- (2) 3年平均を選択した場合
- ア 左側（完成工事高、元請完成工事高）
    - 各業種ごとに前審査対象年度分、前々審査対象年度分を千円未満切り捨てで記入し、平均額を算出して記入（千円未満切り捨て）
    - 合計……全業種の2年平均の合計額を記入
  - イ 右側（完成工事高、元請完成工事高）
    - 各業種ごとの審査対象事業年度分を千円未満切り捨てで記入
    - 合計……全業種の合計額を記入

※ 完成工事高合計は、決算書の完成工事高と一致すること。

### 2 結果通知書の記載方法

- (1) 2年平均を選択した場合  
各業種、合計とも審査対象事業年度及び前審査事業対象年度の平均となる（千円未満四捨五入）。
- (2) 3年平均を選択した場合  
各業種、合計とも次の算定式のとおりとなる。  
$$\frac{\{(前年度と前々年度の平均額) \times 2\} + \text{審査対象事業年度の完工高}}{3}$$
  
(千円未満四捨五入)

※・結果通知書の平均完工高の縦合計は一致しない場合がある。  
・3年平均を選択した場合、申請書の左側に記載すべき金額と、前年度の結果通知書の2年平均の額（前回2年平均を選択した場合）は一致しない場合がある。

### 3 完成工事内訳書の記載方法

- (1) 請負代金の額の記載  
契約ごとに千円未満の端数を切り捨てで記入
- (2) 各業種ごとの公共工事計、民間工事計、合計の記載  
実際の合計額に対し、千円未満の端数を切り捨てで記入  
また、端数処理の関係上、必ずしも契約ごとに請負代金の額を積み上げた金額と一致する必要はない点に注意すること。

# 国・地方公共団体以外で公共工事と取り扱う発注機関

(法人税法別表第1公共法人の表)

令和3年8月1日現在

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)
港務局	港湾法
国立大学法人	国立大学法人法(平成15年法律第112号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)
水害予防組合	水害予防組合法(明治41年法律第50号)
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)
地方税共同機構	地方税法
地方道路公社	地方道路公社法(昭和45年法律第82号)
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)
独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。)	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び同法第1条第1項(目的等)に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)
土地改良区	土地改良法(昭和24年法律第195号)
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成16年法律第74号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成19年法律第109号)
日本放送協会	放送法(昭和25年法律第132号)

名 称	根 拠 法
公益財団法人JKA	建設業法施行規則第18条
国立研究開発法人科学技術振興機構	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
国立研究開発法人理化学研究所	
首都高速道路株式会社	
消防団員等公務災害補償等共済基金	
新関西国際空港株式会社	
地方競馬全国協会	
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
東京地下鉄株式会社	
東京湾横断道路建設事業者	
独立行政法人環境再生保全機構	
独立行政法人勤労者退職金共済機構	
独立行政法人中小企業基盤整備機構	
独立行政法人農業者年金基金	
中日本高速道路株式会社	
成田国際空港株式会社	
西日本高速道路株式会社	
日本私立学校振興・共済事業団	
日本たばこ産業株式会社	
日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社	
農林漁業団体職員共済組合	
阪神高速道路株式会社	
東日本高速道路株式会社	
本州四国連絡高速道路株式会社	
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第3項に規定する会社 ※通称、JR四国、JR北海道、JR貨物が対象。	

別表 建設工事の種類別に応じたその内容と例示

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類（別表第一上欄）	許可業種の区分（別表第一下欄）	建設工事の内容（昭和47年建設省告示第350号）	建設工事の例示（建設業許可事務ガイドライン）	建設工事の区分の考え方（建設業許可事務ガイドライン）
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆喰、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。 根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する

（注）第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
		ロ くい打ち、くい抜き及びび場所打ぐいを行う工事	くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	
		ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	
		ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
		ホ その他基礎的ないしは準備的工事	地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団

（注）第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する</p> <p>④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石</p>

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	① 「建築板金工事」とは、建築物の内装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。



第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含ま

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	れるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく井工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	① 「金属製避難はしご」とは、火災時等のみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

(注) 第5欄の区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

## まちがしやすい業種例

総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	}	-----	土木一式工事
農業用水道工事		-----	
かんがい用排水施設工事		-----	
総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		-----	建築一式工事
家屋解体工事	}	-----	解体工事 ※とび・土工工事から 分離して新設 (平成28年6月1日施行)
ガードレール設置工事		-----	
カーブミラー設置工事		-----	
交通標識設置工事		-----	
フェンス設置工事		-----	とび・土工工事
バックネット設置工事	}	-----	
土留め工事		-----	
盛土工事		-----	
小規模な宅造工事		-----	
コンクリート舗装工事		-----	舗装工事
線引等道路上表示工事		-----	塗装工事
浄化槽設置工事		-----	管工事
造作工事	}	-----	大工工事
型枠工事		-----	
信号設備工事		-----	電気工事
建物の修理		-----	該当専門工事

※一式工事においては、総合的な企画調整が必要となるため、比較的規模の大きな工事が該当する。少額工事（概ね契約金額100万円未満）については原則各専門工事に分類すること。

# 土木一式工事及び建築一式工事の考え方

総合的な企画、指導、調整のもとに土木（建築）工作物を建設する工事

【昭和47年3月8日建設省告示第350号】

- ①総合的な企画、指導、調整が必要な建設工事
  - ②大規模かつ複雑で、専門工事では施工困難な建設工事
  - ③複数の専門工事を有機的に組み合わせて社会通念上独立の使用目的がある土木工作物又は建築物を造る建設工事
- （ただし、2つ以上の建設工事であっても、主たる建設工事を施工するために必要な建設工事は、建設業法第4条に定める附帯工事に該当する。）

※ 建設工事の内容に応じて、業種ごとに建設業の許可を得て、建設工事を請け負うことが必要

土木一式工事 ≠ 土木系オールマイティー  
建築一式工事 ≠ 建築系オールマイティー

※ 元請業者が専門工事として請け負った工事が、下請業者において一式工事となることはありません。

元請（ほ装工事）  下請（土木一式工事）

元請（内装仕上工事）  下請（建築一式工事）

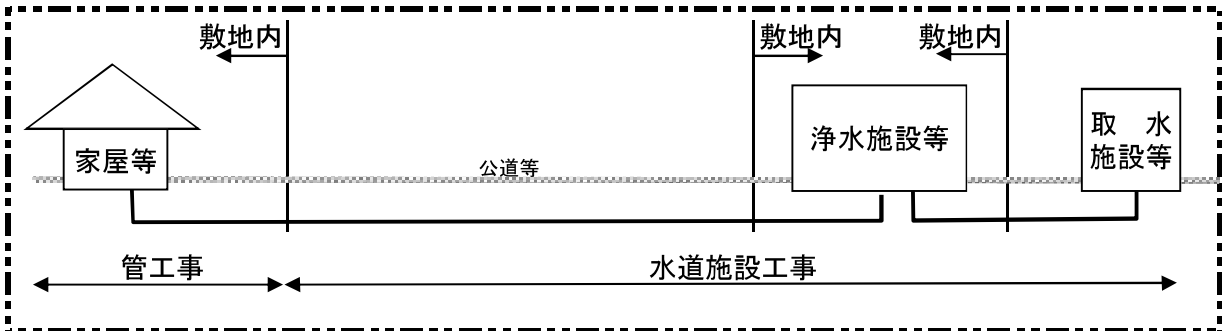
※ 原則として2次以降の下請工事は一式工事として認められません。

1次下請（土木一式工事）  2次下請（土木一式工事）

1次下請（建築一式工事）  2次下請（建築一式工事）

# 上下水道等の工事に係る工種の考え方

## 1. 上水道工事

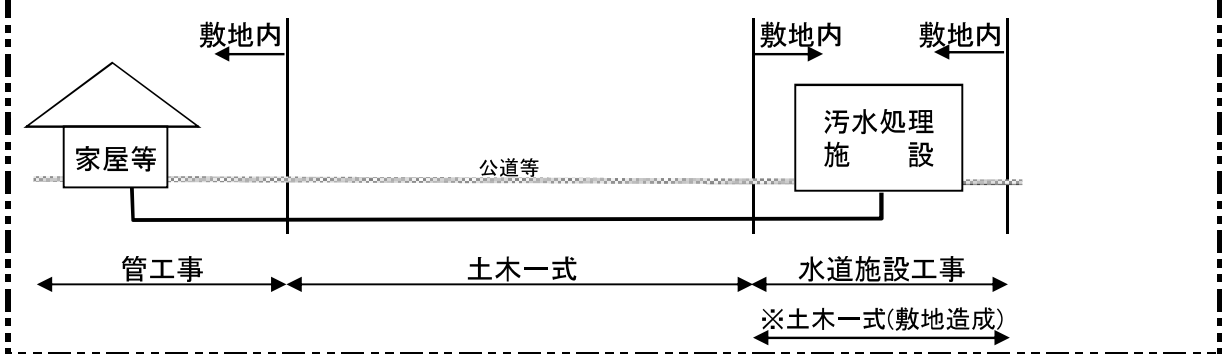


## 2. 下水道工事

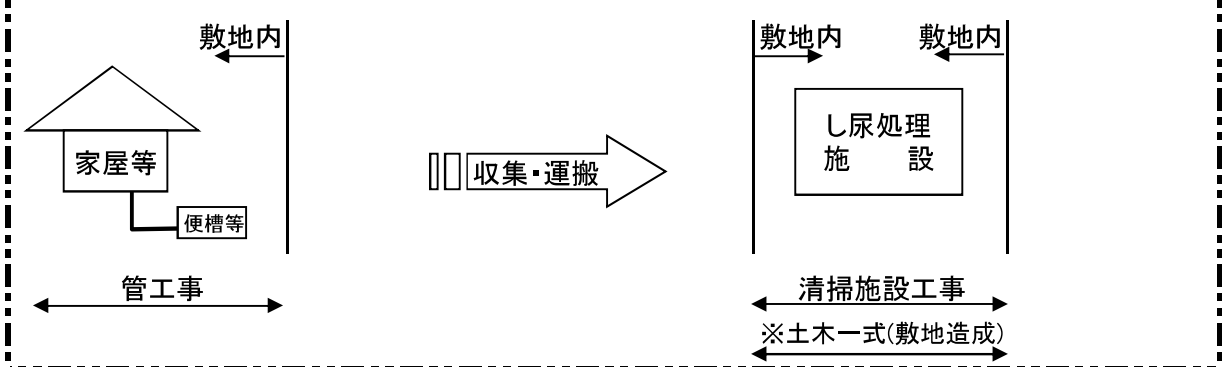
### (1) 浄化槽設置



### (2) 下水道により収集



### (3) 汲取方式により収集

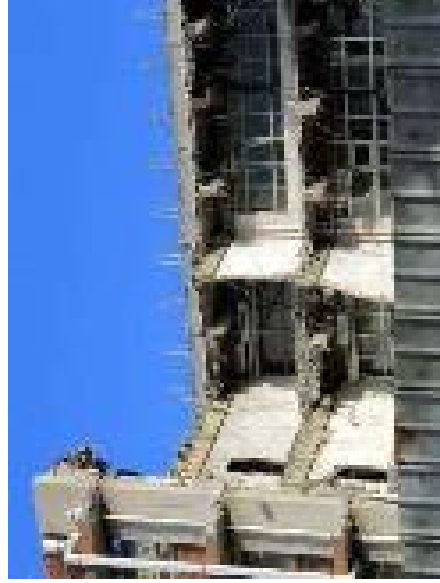


# 解体工事の業種区分の考え方

## 建築一式工事

### ビルの建て替え工事

古いビルの解体工事と、  
同じ敷地内に新たにビル  
を建設する工事を一体で  
請け負う工事



## 解体工事

### 家屋等の解体工事

家屋等の工作物を  
解体する工事



## 各専門工事

### 信号機の解体工事

元請が信号機のみ  
を解体する工事。  
→電気工事に該当

